豊能水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年3月31日

大阪広域水道企業団 企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第13号

豊能水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

第1条 豊能水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程(平成31年大阪広域水道企業団管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定 に下線で示すように改正する。

| に下線で示すように改正する。 | |
|--|---|
| 改正後 | 改正前 |
| (届出義務者) | (届出義務者) |
| 第3条 (略) | 第 3 条 (略) |
| (1)・(2) (略) | (1)・(2) (略) |
| | (3) 給水装置の用途を変更するとき 使用者 |
| <u>(3)~(9)</u> (略) | $(4) \sim (10)$ (略) |
| (給水装置工事の申込み) | (給水装置工事の申込み) |
| 第4条 (略) | 第 4 条 (略) |
| 2 条例第10条第2項の規定により、 <u>企業</u> 長が必要と認めるときは、前項の申込み の際、利害関係人の同意書、工事申込者 の誓約書、建築確認の通知書の写し又は 建築確認済証明書の提出を求めることが できる。 | 2 条例第10条第2項の規定により、 <u>工事</u> 申込者は、次の各号のいずれかに該当す <u>る</u> ときは、前項の申込みの際、当該各号 に定める書類を提出するものとする。 |
| | (1) 他人の給水装置から分岐して給水 装置を設置するとき 所有者の同意書 (2) 他人の所有地を通過して給水装置 |
| | を設置するとき 土地所有者の同意書 |
| | (3) <u>その他特別の理由があるとき</u> <u>利</u> 害関係人の同意書又は工事申込者の誓 約書 |
| | 3 前項に規定するもののほか、企業長が 必要と認めるときは、建築確認の通知書 の写し又は建築確認済証明書の提出を求 |

めることができる。

(料金)

第19条 (略)

(特別な場合における料金の算定)

第22条 (略)

2 · 3 (略)

(一時使用の場合の概算料金の前納)

第23条 条例<u>第34条第1項</u>の規定による概算料金の前納は、給水装置の新設、改造及び増設の工事に伴い、一時的に給水装置を使用する場合に行わなければならない。ただし、他の給水装置を使用して当該工事を施行できる場合はこの限りでない。

(一時使用の場合の概算料金の算定方法)

第24条 前条の概算料金の額は、<u>100,000円</u> とする。<u>ただし、企業長が必要と認める</u> ときは、この限りでない。 (料金)

第19条 (略)

2 条例第26条第4項に規定する用途の適 用基準は、次のとおりとする。

| 用途 | 適用基準 |
|-----|-------------------|
| 一般用 | 公共用又は臨時用の用途以外の用に供 |
| | するもの |
| 公共用 | 国又は地方公共団体の用に供するもの |
| 臨時用 | 工事の施工、臨時的事業その他一時的 |
| | に使用するもの |

3 1月の使用水量が基本料金に係る使用水量の限度に達しない場合であっても、 所定の基本料金を徴収する。

(特別な場合における料金の算定)

第22条 (略)

2 条例第30条第1項第2号に規定する計量期間の中途で用途に変更があったときの料金は、その使用日数が多い方の用途により算定する。ただし、使用日数が等しいときは、変更後の用途による。

<u>3</u>・<u>4</u> (略)

(一時使用の場合の概算料金の前納)

第23条 条例<u>第34条</u>の規定による概算料金の前納は、給水装置の新設、改造及び増設の工事<u>(以下「給水装置の新設等の工事」という。)</u>に伴い、一時的に給水装置を使用する場合に行わなければならない。ただし、他の給水装置を使用して当該工事を施行できる場合はこの限りでない。

(一時使用の場合の概算料金の算定方法)

- 第24条 前条の概算料金の額は、<u>給水装置</u> の新設等の工事をする建物の総床面積に 条例別表第1第6項の臨時用の料金を乗 じて得た額とする。
- 2 前項以外の場合については、使用予定期間1月につき60,000円とする。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理 及び自主検査)

第29条 (略)

(1) (略)

ア 水槽の掃除を<u>毎年</u>1回<u>以上</u>、定期 に行うこと。

イ~エ (略)

(2) 前号の管理に関し、<u>毎年</u>1回<u>以上</u>、定期に給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理 及び自主検査)

第29条 (略)

(1) (略)

ア 水槽の掃除を<u>1 年以内ごとに</u>1 回、定期に行うこと。

イ~エ (略)

(2) 前号の管理に関し、<u>1年以内ごと</u> <u>に</u>1回、定期に給水栓における水の 色、濁り、臭い及び味に関する検査並 びに残留塩素の有無に関する水質の検 査を行うこと。

第2条 豊能水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行 規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| (料金) | (料金) |
| 第19条 条例第26条第3項各号列記以外の 部分の料金の計算において、金額に1円 未満の端数が生じたときは、その端数を 切り捨てるものとする。 | 第19条 条例 <u>第26条第1項</u> の料金の計算に おいて、金額に1円未満の端数が生じた ときは、その端数を切り捨てるものとす る。 |

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規 定は、令和 5 年 10月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 令和5年4月分以前の月分として徴収する専用給水装置又は1戸若しくは1箇所当たりの共用給水装置の料金(この条例の施行の日前から継続して給水をしている場合に限る。)は、この規程による改正後の豊能水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。